

令和 8 年度長崎地方合同庁舎照明設備改修工事

特別仕様書

九州農政局

第1 総則

令和8年度長崎地方合同庁舎照明設備改修工事の施工にあたっては、製造元の仕様書等によるものとするが、これにより難しい場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）【令和7年版】」（以下「改修標仕」という。）による。ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）【令和7年版】」（以下「標仕」という。）による。

改修標仕及び標仕に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2 工事内容

1 工事場所

長崎地方合同庁舎 長崎県長崎市岩川町 16-16

2 工事期間

契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

3 工事種目

電気工事 1式

4 工事概要

本工事の概要は、長崎地方合同庁舎の既設の照明器具を取り外し、新たにLED照明器具の取付けを行うものである。

なお、照明器具については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に適合する製品を使用するものとし、グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」12-1 照明器具 表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1を満たすものとする。

5 工事数量

別紙1のとおり

6 工事施工範囲

工事施工範囲の詳細は、別紙2のとおり

第3 施工条件

(1) 受注者は工程表を作成の上、発注者に提出するものとする。

また、工程表作成に当たり、機器及び資材廃材の搬入出の予定期間等も記載すること。なお、工事を施工しない日として、原則、平日及び年末年始休暇（12月29日から1月3日まで）。

ただし、発注者と受注者との間で別途協議し決定する場合においてはこの限りでない。

(2) 工事を実施しない時間帯として、原則、土曜日、日曜日、祝日の午後5時00分から午前8時30分まで。

ただし、発注者と受注者との間で別途協議し決定する場合においてはこの限りでない。

なお、当日の作業開始の前に監督職員に報告するものとし、工事場所の開錠は、監督職員が行う。

(3) 仮設及び安全対策については、受注者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づいて必要な措置を講じることとし、工事中に発生した事故については、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において処理するものとする。

(4) 工事に当たっては、庁舎等へ損傷を与えないよう適切に養生を行うこととし、万一、庁舎等を損傷させた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担により原状に復旧するものとする。

(5) 工事の完成に際しては、受注者の機器、余剰資材、仮設物等の片付けを行うとともに、現場及び使用した範囲の清掃を行うものとする。

(6) 現場発生材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付 建設省経建発第3号 建設事務次官通達）に従い適切に処理するものとする。

なお、処理方法等については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(7) 受注者は、工事完成後速やかに「完成通知書」を監督職員に提出するとともに、完成検査を受けるものとする。また、工事の完成に際しては、完成図、工事写真（着工前、工事中、完了後の状況を撮影した写真）、マニフェスト（E票まで）とともに完成図書を提出することとする。

(8) その他工事内容の変更及び工程等に変更がある場合は、その都度監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第4 環境への配慮

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ア グリーン購入法
- イ 労働安全衛生法
- ウ 廃棄物処理法

(2) 環境配慮に関する特記事項 (みどりチェック)

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、履行完了の報告(複数回ある場合は最終報告)時に別紙様式第1号を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減の「みどりチェック実施状況報告書」として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第5 その他

この特別仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この特別仕様書に定めのない事項については、監督職員と協議するものとする。

別紙1

令和8年度長崎地方合同庁舎照明設備改修工事
工 事 数 量 表

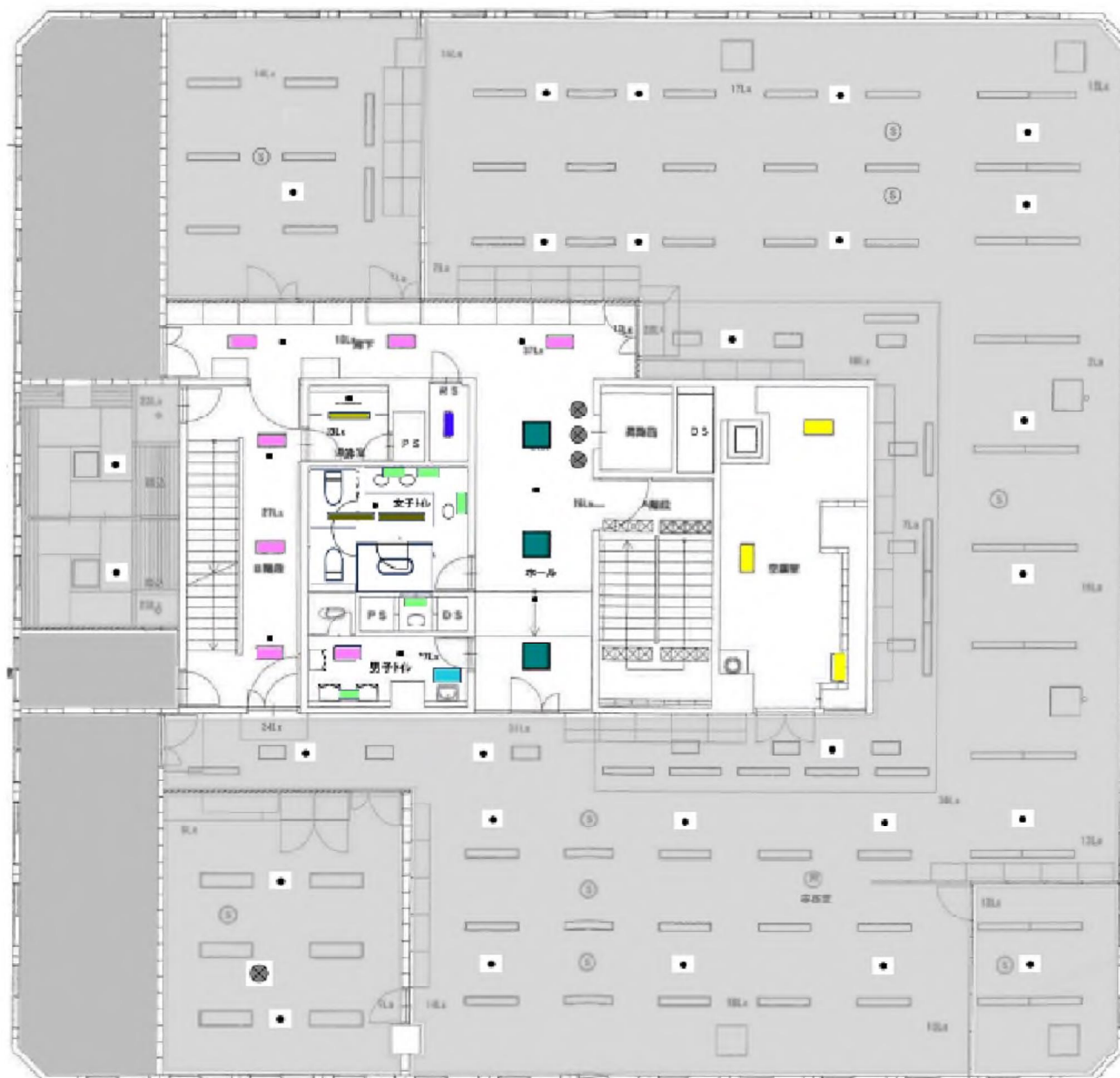
品目	規格	数量	単位	備 考
LED照明器具 天井直付型 32W2灯用相当品 富士型 調光対応 W230	電源内蔵タイプ 40型 光源色:昼白色	32	台	6階:32台
LED照明器具 天井直付型 32W2灯用相当品 富士型 非調光 W230	電源内蔵タイプ 40型 光源色:昼白色	9	台	6階:9台
LED照明器具 天井埋込型 16W2灯用相当品 下面開放型 非調光 W220	電源内蔵タイプ 20型 光源色:昼白色	12	台	3階:7台 6階:5台
LED照明器具 天井直付型 16W2灯用相当品 富士型 非調光 W230	電源内蔵タイプ 20型 光源色:昼白色	1	台	3階:1台
LED照明器具 天井直付型 32W1灯用相当品 富士型 ステンレス製防湿型 非調光	電源内蔵タイプ 40型 光源色:昼白色	1	台	3階:1台
LED照明器具 天井埋込型 32W1灯用相当品 下面開放型 非調光	電源内蔵タイプ 40型 光源色:昼白色	2	台	3階:2台
LED照明器具 天井埋込型 45W3灯用相当品 スクエアタイプ 乳白パネル付型 非調光 W600	電源内蔵タイプ 光源色:昼白色	3	台	3階:3台
LED照明器具 天井直付型 20W2灯用相当品 反射笠付型 非調光	電源内蔵タイプ 20型 光源色:昼白色	3	台	3階:3台
LED照明器具 天井直付型 20W1灯用相当品 笠なし型 非調光	電源内蔵タイプ 20型 光源色:昼白色	1	台	3階:1台
LED照明器具 壁直付型 15W1灯用相当品 非調光	電源内蔵タイプ 15型 光源色:昼白色	5	台	3階:5台
LED非常用照明器具(非常用ダウン) 天井埋込型 埋込穴径φ100 非調光	電源別置型 光源色:昼白色	36	台	3階:36台
調光センサー 埋込穴径φ100	通信方式:無線通信 電波到達範囲:見通し20m程度	2	台	6階:2台
調光設定リモコン		1	台	6階:1台
ブランク処理	既設ダウンライト撤去箇所	4	箇所	3階:4箇所
ブランク処理	既設センサー撤去箇所	2	箇所	6階:2箇所
雑材消耗品		1	式	
既設照明器具撤去・処分		1	式	



令和 8 年度長崎地方合同庁舎照明設備改修工事

工事図面 (3 階)

3 F



3階

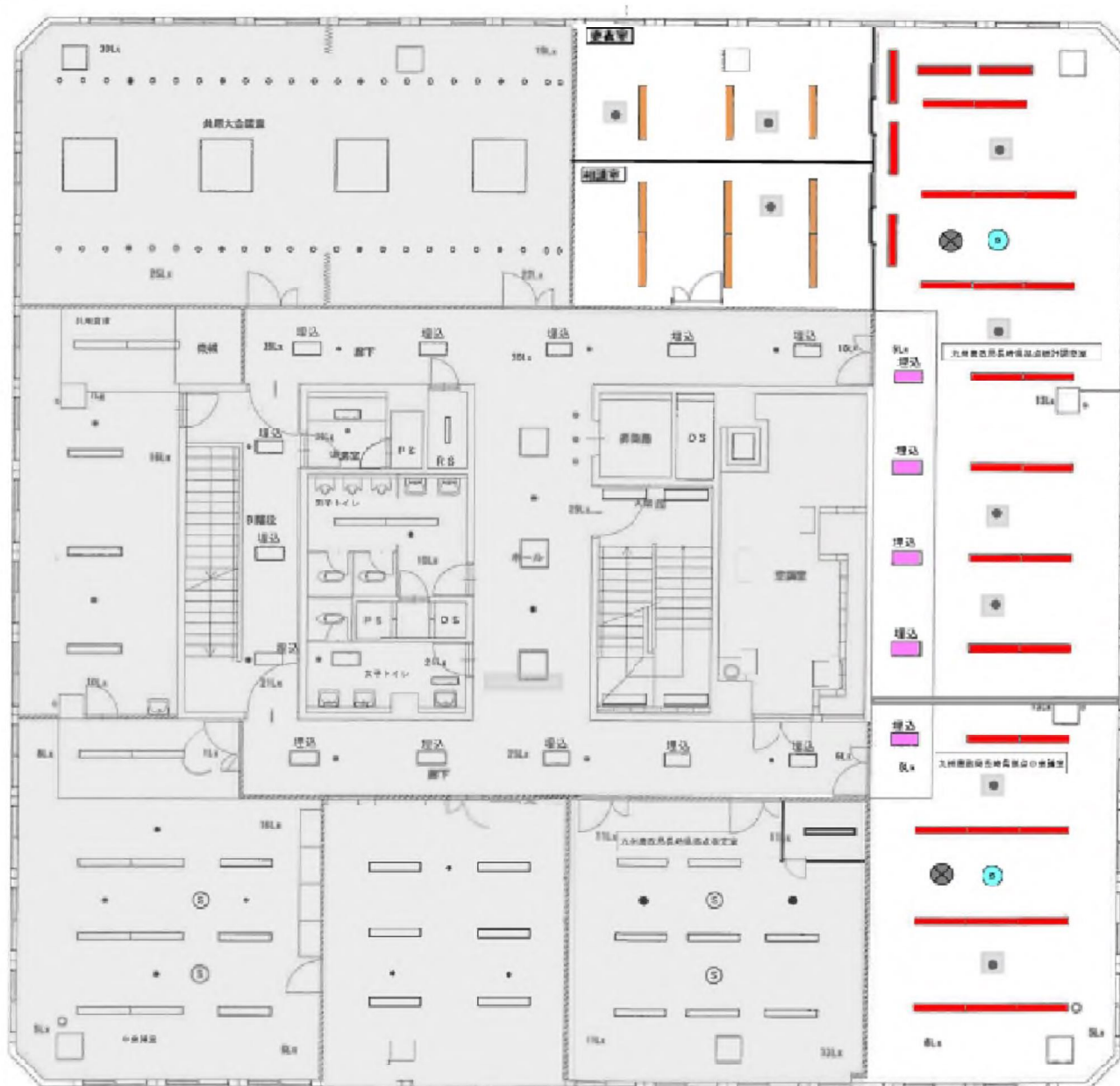
整備箇所	照明器具種類	数量
	天井埋込型 20型 16W2灯用相当品 下面開放型 非調光 W220	7台
	天井直付型 20型 16W2灯用相当品 富士型 非調光 W230	1台
	天井直付型 40型 32W1灯用相当品 富士型 ステンレス製防湿型 非調光	1台
	天井埋込型 40型 32W1灯用相当品 下面開放型 非調光	2台
	天井埋込型 45W3灯用相当品 スクエ アタイプ 乳白パネル付 非調光 W600	3台
	天井直付型 20型 20W2灯用相当品 反射笠付型 非調光	3台
	天井直付型 20型 20W1灯用相当品 笠なし型 非調光	1台
	壁直付型 15型 15W1灯用相当品 非調光	5台
	非常用ダウン 電源別置型 天井埋 込型 埋込穴径100φ 非調光	36台
	ブランク処理(既設ダウンライト取外し 後)	4箇所



令和 8 年度長崎地方合同庁舎照明設備改修工事

工事図面 (6 階)

6 F



6階

整備箇所	照明器具種類	数量
	天井直付型 40型 32W2灯用相当品 富士型 調光 W230	32台
	天井直付型 40型 32W2灯用相当品 富士型 非調光 W230	9台
	天井埋込型 20型 16W2灯用相当品 下面開放型 非調光 W220	5台
	調光センサー (無線通信、見通し20m程度)	2台
	調光設定リモコン	1台
	ブランク処理(既設センサー取外し後)	2箇所

みどりチェック実施状況報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 九州農政局長 殿

契約件名	
受注者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記 非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記 非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記 非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

<参考>

農林水産省ホームページ

「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書

ー民間事業者・自治体等編ー」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>